平成２５年（フ）第７０４号
広島市安佐北区口田５丁目20番27号
債務者　石井　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７９号
広島市東区戸坂新町２丁目45番８―506号
債務者　斜森日出幸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６８号
広島県安芸郡熊野町川角５丁目８番１号
債務者　岩崎　直美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
山口県下関市長門町７番９―411号　茶山ビル、前住所山口県下関市南部町８番10―606号
債務者　スナック花の木こと　國益　演子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
愛媛県松山市枝松５丁目２番14号　ふじマンション枝松406号
債務者　猪森　典子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６号
宮崎県都城市下長飯町1898番地
債務者　久保　由真（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１１号
宮崎県都城市早鈴町1666番地３　リバーサイド21・103号
債務者　木下　辰郎
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町20番５号　エクステンドスバル101号
債務者　小谷　育美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市城山町３番32―503号
債務者　蓑毛　藤春
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県大島郡大和村大字大和浜86番地８
債務者　永田　栄子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１４５号
宮城県栗原市一迫真坂字南町24番地　一迫ウエックガーデンよしざわ２―Ｌ
債務者　芳賀　貞代
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１号
兵庫県たつの市神岡町沢田1225番地
債務者　松田　昭雄
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県たつの市神岡町沢田1225番地
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県宍粟市一宮町深河谷313番地
債務者　長澤　博司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４８号
高知県四万十市入田2082番地１
債務者　井村　千夏
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第８７７号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目４番18号
債務者　原田　尚美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６４号
神戸市東灘区本山南町４丁目３番30号　鈴木方
債務者　児玉志津加
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８８号
長崎県佐世保市俵町４番２号、旧住所長崎県西海市西海町横瀬郷3923番地５
債務者　森宗　照子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係